

中小企業経営力強化事業（設備投資等支援）補助金の概要

1. 目的

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い地域経済を構築するため、国の経済対策（平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金）と連携し、中小企業・小規模事業者が行う経営力強化や生産性向上に資する設備投資等を支援する。

2. 補助対象者

京都府内に本事業を実施する拠点となる本社、事業所、研究所、工場などを置く中小企業者。

3. 補助対象事業及び補助率等

対象類型 事業類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
設備投資のみ	・補助上限額：300万円（下限額：50万円） ・補助率：小規模企業者（組合関連含む）2/3以内 中小企業者（小規模企業者を除く）1/2以内 ・設備投資：必要 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費	
試作開発等	・補助上限額：300万円（下限額：50万円） ・補助率：小規模企業者（組合関連含む）2/3以内 中小企業者（小規模企業者を除く）1/2以内 ・設備投資：可能（必須ではない） ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、クラウド利用費	

※ 小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

※ 雇用・賃金拡充への取組みによる上限額の増額なし。

4. 事業実施期間

「試作開発等」の場合：交付決定日～平成29年11月30日（木）

「設備投資のみ」の場合：交付決定日～平成29年12月29日（金）

5. 審査における加点項目

京都府元気印中小企業の認定事業者、京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業の認証事業者にも加点。

6. 公募期間

平成29年2月8日（水）～4月10日（月）まで〔当日消印有効〕

7. 提出方法

郵送のみ可。（電子申請は実施しない）

京都府中小企業団体中央会 経営力強化補助金事務局へ提出。

8. その他

- ・国の平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の申請者も本事業への応募可能。ただし国の採択を受けた場合、本事業の採択は受けられない。
- ・国補助金の申請者は、応募書類の一部を利用することができる。